

第4回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成26年9月29日（月）午後2時00分より

於：島原市有明庁舎3階大会議室

第4回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成26年9月29日（月） 14時00分
2. 閉会時間 平成26年9月29日（月） 14時32分
3. 開催場所 有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 29名
5. 欠席委員者の数 2名
6. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 第4号議案 非農地証明願いについて
 - 第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
 - 第6号議案 中間管理機構を介した農地利用配分計画（案）について
7. 報告事項
 - 報告第1号 合意解約通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について

午後２時００分開始

議長

只今より、第４回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員

は所要の為、欠席との連絡があっております。

農業委員会等に関する法律第２１条第３項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第１５条第２項の規定により、議長が指名することになっており、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員を指名します。

議長

第１号議案 農地法第３条（所有権移転）の規定による許可申請の１番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

１番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。畑１筆３２３平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は４，６７９．４６平方メートルで、農機具は、トラクター１台、管理機２台、の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番・・・委員

現地調査員

第１号議案 農地法第３条の規定による許可申請の１番について報告します。

１番の譲受人は、農家で６０年の農作業暦があります。

妻と２人で農業を営んでおり、さつまいもを作付し、通作距離は徒歩で５分ということであり、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より説明がありました、第１号議案の１番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案の1番の所有権移転は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番の申請人は・・・の・・・さん、申請地131平方メートルを、隣接地への進入路及び隣接農地の露天駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と地判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は道路、東側は第3号議案、農地法第5条の3番申請地、南側及び西側は申請者所有の農地となっております。

雨水は新設の側溝を通じて道路側溝へ流すということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による 許可申請1番については許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番ですが、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は関連がありますので、同時に上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番及び2番について、1番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さん・同じく・・・の・・・さんです。

申請地64平方メートルの持分をそれぞれ4分の1ずつ譲り受け、・・・番・及び・・・番への進入路として利用したいとの申請です。

また、2番の譲渡人は・・・の・・・さんと、同じく・・・の・・・さんで、譲受人は・・・の・・・さんです。

それぞれの持分を4分の1ずつ譲り受け、・・・番・及び・・・番への進入路として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と地判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番及び2番について報告します。

1番及び2番の申請地は・・・の一角にあり、北側、東側、南側は申請者所有の農地、西側は道路を挟んで宅地となっております。

雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番及び2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番及び2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番及び2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんと、・・・さんで、それぞれ持分2分の1ずつを譲り受け、申請地259平方メートルに、木造2階建て（建築面積）79.42平方メートルの住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居専用地域であることから、第3種農地と地判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側は道路、東側は雑種地、南側は譲渡人所有の農地、西側は第2号議案、農地法第4条の1番申請地となっております。

雨水は溜枳を經由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番ですが、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番と関連がありますので、同時に上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番及び5番について、4番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地19平方メートルを譲り受け5番申請の農地と一帯に・・・の駐車場として利用したいとの申請です。

5番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は同じく・・・の・・・さんです。

申請地435平方メートルを譲り受け4番申請の農地と一帯に・・・の駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で住宅等が連たんしていることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番及び5番について報告します。

4番及び5番の申請地は・・・の一角にあり、北側は譲受人所有の宅地、東側は譲渡人所有の農地、

南側は農地、西側は赤道を挟んで農地となっております。

雨水は溜桝を経由して道路側溝へ流すということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番及び5番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の4番及び5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番及び5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の6番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請6番の使用貸人は・・・の・・・さん、使用借人は・・・の・・・さんです。

自己の住宅に隣接する申請地115平方メートルを借り受け、洗濯物干場として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外ですが、一団の農地の規模が10ヘクタール以上であるため、第1種農地に該当しますが、農地法第4条第2項の農地転用の不許可の例外に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番・・・・委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の6番について報告します。

6番の申請地は・・・の一角にあり、北側は使用貸人の農地、東側は農地、南側は使用貸人の宅地、西側は使用借人の農地となっております。

雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の6番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の6番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の6番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の7番を上程します。 事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請7番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんです。

申請地400平方メートルを譲り受け、木造平屋建て住宅111.26平方メートルを建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で住宅等が連たんしていることから、第3種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番・・・・委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の7番について報告します。

7番の申請地は・・・の一角にあり、北側、東側、南側は宅地、西側は道路となっております。
雨水は溜桝を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の7番について、ご意見等はありませんか。
（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の7番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の7番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。
次に、第4号議案 非農地証明願の1番について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

申し出人は、・・・の・・・さんです。
申出地1筆49平方メートルは、都市計画区域内の第一種住居地域で、昭和61年9月15日頃より、隣接する宅地の入り口として利用されています。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願の1番について報告します。
1番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び南側は申請人所有の農地、東側は申請人所有の宅地、西側は道路となっております。
現状を見ますと、20年以上前から宅地の入口として使用されているので、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、除斥の必要がありますので、

番 委員の退場を求めます。

(. 委員 退場)

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集5ページから6ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	3件	10筆	10,215.00㎡
----------	----	-----	------------

耕作権の再設定	7件	13筆	13,259.00㎡
---------	----	-----	------------

合 計	10件	23筆	23,474.00㎡
-----	-----	-----	------------

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集7ページに記載のとおりで、

8件 12筆 12,161㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第5号議案は承認することに決定します。

・番　・・・・・・・・　委員の入場を求めます。

（・・・・・・・・　委員　入場）

議長

・・・・・・・・　委員に関する案件も含め、農用地利用集積計画（案）は承認することに決定しましたので報告します。

次に、第6号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。

この議案は6月総会時に、長崎県農業振興公社(中間管理機構)へ耕作権の設定を承認いただいた件で、今回受け手の耕作権の設定について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の提出がありました。ついては、「農地中間管理事業の実施に関する規定」の10—(2)に基づき、農業委員会の意見を聴取するようになっております。

受け手の1番は、・・・・の・・・・さんで、賃貸借後の耕作面積は19,160㎡、農機具はトラクター1台、トラック3台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。また農業従事者は本人・妻・の2名で、主に大根・白菜等を作付されています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第6号議案は問題なしということで市に回答することに決定します。

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号の合意解約通知書について説明します。

議案集9ページをご覧ください。

合意解約通知書については、2件 2筆 1, 804㎡の届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書については、同じく議案集9ページで、1件 1筆 115㎡の届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

これで、第4回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しましたので、第4回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後2時32分